

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 27. 5. 12 第 189 回国会第 3 号

5 月 12 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・ 山口国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小 倉 將 信君（自民）

- ・ 消費者が安心して消費できる環境づくり等が、持続可能な経済成長を導き、経済の好循環を創り出すことに繋がると考えるが、消費者行政の役割や、消費者中心の経済を形づくる上での山口国務大臣の意気込みを伺いたい。
- ・ 昨今、遺伝子検査が注目を集めており、個人向け遺伝子検査ビジネスも普及している。検査により、知りたくなかった遺伝子情報を知ることになるなど、「知らない権利」が侵害されるリスク等を伴うが、消費者保護の観点から、事業者や医師に対する政府の取組について伺いたい。
- ・ 本年 4 月から「機能性表示食品」制度が始まっている。この制度は米国の「ダイエタリーサプリメントの表示制度（DS 制度）」を参考にしてしているが、米国で発生した虚偽表示問題等を本制度で発生させないための防止策について伺いたい。

吉 田 宣 弘君（公明）

- ・ 近年、高齢者からの消費生活相談の件数は、高齢者人口の増加率を上回るペースで増えつつある。この問題について、消費者庁の認識と取組の状況について伺いたい。
- ・ 特殊詐欺による被害防止のための神奈川県相模原市の「迷惑電話チェッカー」モデル事業、徘徊模擬訓練により地域の共助力を高めている福岡県大牟田市の「大牟田地区高齢者等 SOS ネットワーク」等の地方自治体の自主的な取組について、消費者庁の認識を伺いたい。
- ・ 今後、高齢者のための施策は消費者政策の中心になっていくのではないかと考えるが、山口国務大臣の所見を伺いたい。

大 西 健 介君（民主）

- ・ 商品先物取引法では、プロの取引である商品先物に一般消費者を巻き込まないように、不招請勧誘の禁止規定を設けているが、本年 1 月の施行規則改正により、不招請勧誘の禁止の例外規定が設けられた。省令では商品先物の

「勧誘」と「説明」を区別するが、その線引きは困難であり、事実上、省令によって法の趣旨を骨抜きにするものであると考えるが、山口国務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 消費者庁はノンアルコール飲料に対して特定保健用食品の表示を許可したが、これは、消費者委員会の表示を許可すべきでないとする答申と正反対の判断である。今後、消費者庁と消費者委員会の判断に相違が生じた場合、消費者庁は消費者委員会にその理由を説明して理解を求めべきと考えるが、山口国務大臣の見解を伺いたい。

中 根 康 浩君（民主）

- ・ 商品先物取引の不招請勧誘を事実上条件付で認める省令が 6 月 1 日より施行される。この省令は、法律が禁止する勧誘行為について適用除外の条件を規定する点について違法性があると考え、去る 4 月 1 日の経済産業委員会において、宮沢経済産業大臣は、内閣法制局の審査を経ており問題はないと答弁した。しかし、内閣法制局の所掌事務には、政令案の審査はあるが、省令案の審査は含まれていない。事実関係を伺いたい。
- ・ 本省令は附則で施行後 1 年後に見直しを行う規定があり、さらに、施行後委託者の保護に欠ける事態が起こった際には 1 年を待たずに見直しを行う規定が設けられている。この「委託者の保護に欠ける」とは具体的にどうか。また、消費者被害が生じた場合は、省令の廃止も検討の対象になるのか、山口国務大臣の見解を伺いたい。

中 島 克 仁君（民主）

- ・ 危険ドラッグ対策について、議員立法による法改正を始め厚生労働省・警察庁・消費者庁等の取組がなされているが、現在の取組状況及び今後の課題について伺いたい。
- ・ 危険ドラッグをネット販売している業者を特定商取引法違反で摘発するに際し、昨年臨時会の議論では、消費者庁は公示送達による処分は否定的であったが、本年 3 月に再三の是正要請にも従わない 5 業者について、民法の規定に基づき、裁判所に申し立てをした上で公示送達により処分した旨公表した。この措置は、今後、危険ド

ラッグの販売以外についても活用していくのか。

- ・危険ドラッグは反社会的勢力との接触がなくとも入手でき、現在でも、なおネット販売が見受けられる。また、法の規制を逃れるためドラッグに様々な添加物を加える等、特定商取引法だけでは監視しきれないと考える。特定商取引法の改正にとどまらず、新たな法整備が必要ではないか。

吉田豊史君（維新）

- ・消費者問題は情報・分かりやすさ・救済がキーとなっていると考えており、大阪都構想も生産と消費の面から捉えると消費者問題の一つと言えると考えるが、山口国務大臣の大阪都構想についての見解を伺いたい。
- ・消費者庁創設時の理念について、山口国務大臣に改めて伺いたい。また、本年度から新しい消費者基本計画を策定したが、最重要課題は何か。
- ・消費者ホットラインが3桁化されるが、これまでのホットラインの利用状況、3桁化された新しい番号の決定の経緯、国民への周知方法について伺いたい。

木内孝胤君（維新）

- ・本年4月の食品表示法施行に伴い、食品表示を一元化した食品表示制度が開始された。本制度における実効性を

確保する観点から、監視・執行体制強化のため、関係省庁や地方公共団体との連携の在り方について伺いたい。

- ・新たな表示制度を踏まえ、事業者への法令遵守に向けた具体的な取組について伺いたい。
- ・T P P交渉の秘密保持について、食の安全の観点から、米国のように国会議員に対して内容開示をする必要があると考えるが、山口国務大臣の見解を伺いたい。

梅村さえこ君（共産）

- ・本年4月から「機能性表示食品」制度が開始されたが、届出が受理された食品の中に、トクホ制度では科学的根拠において安全性に問題があるとされた成分を含む食品が含まれていた。この問題について、山口国務大臣の認識を伺いたい。
- ・届出情報がインターネットで公開されるとはいえ、消費者がその科学的・専門的な情報から、安全性・有効性を評価することは困難ではないか。特に、ネット環境がない高齢者等に対し、どのような対応策を考えているのか。
- ・世界的にはトランス脂肪酸の表示が進められている中、子どもの健康への影響を考えると、我が国においても早期にトランス脂肪酸表示の義務化が必要と考えるが、いかがか。